

京都市立芸術大学音楽学部委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年10月17日一部改正)

(令和8年8月4日一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学音楽学部教授会規程第6条の規定に基づき、本学部に常置する委員会の種類、権限、任務、構成及び運営について定めることを目的とする。

(種類)

第2条 本学部に次の委員会（以下「委員会」という。）を常置する。

- (1) 入試委員会
- (2) 教務委員会
- (3) 学生委員会
- (4) 演奏委員会
- (5) 整備・予算委員会
- (6) 図書・紀要委員会
- (7) 特別賞等検討委員会
- (8) 公開講座委員会
- (9) オープンキャンパス委員会
- (10) 国際交流委員会
- (11) 人事組織委員会
- (12) 自己点検・評価委員会

2 前項に掲げる以外に教授会は、必要と認める委員会を臨時に置くことができる。

第4条から第15条までの規定は、臨時委員会に準用する。

(所管事項)

第3条 各委員会の所管に属する事項等については、それぞれの委員会に関する条文で定める。

(委員)

第4条 委員会の委員は、人事組織委員会を除き、学部長が原案を作成し、教授会の議を経て決定する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、人事組織委員会委員にあつては引き続き2年を超えることはできない。

2 任期は5月1日に始まり、翌年4月30日をもって満了する。ただし、人事組織委員会委員の任期は、年度末をもって満了する。

3 任期満了後において、後任者の選任がない場合は、後任者が選任されるまでの間、前任者がその職務を行う。

(権限・任務)

第6条 委員会は、それぞれの所管に属する事項及び教授会から付託された事項並びに学部長から諮問された事項を調査・審議し、その結果を学部長に報告してのち、教授会に提出し、その議を経て執行にあたる。

(正・副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 正・副委員長は、学部長が原案を作成し、教授会の議を経て決定する。

(招集及び議長)

第8条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の3分の1以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定数及び議決)

第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数による。

(欠席)

第10条 委員は、やむを得ない事由があつて委員会を欠席するときは、委員長の承認を得なければならない。

(学部長の出席)

第11条 学部長は、委員会と協議の上委員会に出席し、発言することができる。ただ

し、採決に加わることはできない。

(委員以外の出席)

第12条 委員会は、必要と認めるときは委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

2 委員以外の者は、委員会の承認がある場合に限り委員会に出席し、発言することができる。ただし、採決に加わることはできない。

(合同会議)

第13条 委員会は、必要と認めるときは他の委員会と協議して合同会議を開くことができる。

(記録)

第14条 委員会の記録は、副委員長又は副委員長が指名した者が、これにあたる。

(事務処理)

第15条 委員会の事務は、教務学生課が処理する。

第2章 委員会（人事組織委員会を除く。）

(入試委員会)

第16条 入試委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 大学入試センター試験の試験監督に関すること。
- (2) 入学試験の計画及び実施に関すること。
- (3) 学生募集要項に関すること。
- (4) その他入学試験に関すること。

(教務委員会)

第17条 教務委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 本学部の教科課程及び教職課程に関すること。
- (2) 授業科目の編成及び実施並びにそれらに関連する教員の担当・配置等に関すること。
- (3) 学修指導に関すること。
- (4) 在学生に係る試験の計画及び実施に関すること。
- (5) 教室・レッスン室・その他教務関連施設及び設備の使用計画に関すること。
- (6) 単位の認定、卒業の認定及び学籍に関すること。

- (7) 学年暦及び履修要項に関すること。
- (8) 聴講生の選考その他聴講生に関すること。
- (9) 科目等履修生の選考その他科目等履修生に関すること。
- (10) 特別講座に関すること。
- (11) その他教務に関すること。

(学生委員会)

第18条 学生委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 学生自治会に関すること。
- (2) 学生の課外活動に関すること。
- (3) 学生相談及び学生補導に関すること。
- (4) 奨学生の選考に関すること。
- (5) 授業料の減免に関すること。
- (6) その他学生の福利・厚生に関すること。

(演奏委員会)

第19条 演奏委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 本学主催又はこれに準ずる各種学内外演奏会に関すること。
- (2) その他演奏に関すること。

(整備・予算委員会)

第20条 整備・予算委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 施設及び設備の整備に関すること。
- (2) 施設及び設備の長期整備計画に関すること。
- (3) 予算要求に関すること。
- (4) 予算執行に関すること。
- (5) その他整備・予算に関すること。

(図書・紀要委員会)

第21条 図書・紀要委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 図書及び研究資料の収集・整備に関すること。
- (2) 研究紀要の企画・編集に関すること。
- (3) その他図書・紀要・広報に関すること。

(特別賞等検討委員会)

第22条 特別賞等検討委員会は、特別賞等の選考に関する事項を担当し、審議する。

(公開講座委員会)

第23条 公開講座委員会は、公開講座の計画及び実施に関する事項を担当し、審議する。

(オープンキャンパス委員会)

第24条 オープンキャンパス委員会は、オープンキャンパスの計画及び実施に関することを担当し、審議する。

(国際交流委員会)

第25条 国際交流委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 学生の交流
- (2) 教員の交流
- (3) 情報の交流
- (4) その他国際交流に関すること。

(自己点検・評価委員会)

第26条 自己点検・評価委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教育研究活動その他所掌業務に係る自己点検・評価の実施、取りまとめに関すること。
- (2) 質の改善及び向上に関すること。
- (3) 全学自己点検・評価委員会への報告に関すること。
- (4) その他内部質保証に関し必要な事項

第3章 人事組織委員会

(人事組織委員会)

第27条 人事組織委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教員の採用及び昇任に関すること。
- (2) 人員の配置・構成に関すること。
- (3) 教育・研究の組織及び制度に関すること。
- (4) その他教員の人事に関すること。
- (5) 諸規程等の検討に関すること。

(構成)

第28条 人事組織委員会委員（以下本章において「委員」という。）は、教授会における選挙によって選出された5名の委員をもって構成する。

(選挙権、被選挙権及び選出方法)

第29条 委員は、選挙によって選出する。

2 委員の選挙権及び被選挙権は、教授会構成員の全員が有する。

3 前項の規定にかかわらず、学部長は委員の被選挙権を、休職中の者は、選挙権、被選挙権ともに有しない。

第30条 委員の選挙は、委員定数の連記無記名投票とし、投票者総数の過半数得票者の中、上位の者を当選者とする。

2 選挙の結果、当選者が委員定数に達しない場合には、不足員数について再投票を行う。この場合、選出すべき人数を連記し、その2倍の人数に当たる前回投票の上位得票者（当選者を除く）を被選挙者とする。ただし、上記の被選挙者と得票数の同じ者がある場合は、その者も被選挙者とする。その結果、なお委員定数に達しない場合は定数に達するまで同様の投票を行う。

3 同点者が生じたときは、それらの者について更に投票を行う。

4 年度途中で欠員が生じた場合は、前2項に準じて選挙を行い、委員を選出する。当該委員の任期は、年度末までとする。

(学部長の出席)

第31条 人事組織委員会には、原則として学部長・研究科長が出席するものとする。ただし、採決に加わらない。

第4章 補則

第32条 この規程の運用又は解釈について疑義が生じたときは、教授会が決定する。

第33条 この規程を改正するための手続きは、教授会において行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年１０月１７日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年８月４日から施行する。